

若宮排水ポンプ場管理要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 稗田川水系稗田川大川橋上流右岸に設置する若宮排水ポンプ場（以下「同ポンプ場」という。）の操作については、この要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 同ポンプ場の操作は、若宮排水区の湛水被害防除を目的とし、かつ、稗田川水系稗田川河川堤及び下流部流域の安全も図るものとする。

(操作の基本方針)

第3条 同ポンプ場の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 同ポンプ場井内の水位（以下「地区内水位」という。）が東京湾平均海面（以下「TP」という。）1.30メートル以上の場合ポンプを自動運転し、TP 1.15メートル以下となった場合ポンプを自動停止する。
- (2) 吐口部における稗田川の水位（以下「稗田川の水位」という。）TP 2.55メートル以上の場合ポンプを停止する。
- (3) 稗田川の水位TP 1.19メートル以上でバイパスゲートを自動閉鎖し、稗田川の水位TP 1.04メートル以下の場合バイパスゲートを自動的に開くものとする。

第2章 ポンプの操作方法

(操作方法)

第4条 稗田川の水位TP 2.55メートル以下であり、地区内水位TP 1.30メートル以上の場合ポンプを自動的に運転させるものとする。

2 稗田川の水位が同ポンプ場内で常時監視できる構造とし、異常水位TP 2.55メートル以上の場合、警報ブザーが作動するとともに、ポンプは自動的に停止する。

(操作方法の特例)

第5条 前条第1項の条件であっても河川管理者より稗田川河川堤の異常等によりポンプ停止水位の指示があったときは、その水位とする。

附 則

この要領は、昭和 55 年 6 月 10 日から施行する。